【昭和38年7月9日 法律第126号】

（改正後）

第百五十条　削除

（改正前）

第百五十条　第百四十三条の規定による登記は、清算人の申請によつて、これをする。

②　同条第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

③　同条第二項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百五十条　第百四十三条の規定による登記は、清算人の申請によつて、これをする。

②　同条第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

③　同条第二項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。